

○農林水産省告示第八十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七十七条第一項及び第六十六條の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千五百五十四号（農業保険法施行規則第一百七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(次のような部分)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改 正 後				改 正 前			
家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表			
番号 種 別	点 数		備 考	番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種			B種	A種	
[第1診療料]			診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとり稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。	[第1診療料]			診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとり稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。
1 初 診	<u>156</u>	<u>15</u>	1 第1診に行う診察をいう。 2 繁殖障害の診療継続中に繁殖障害以外の病傷が発生して診察を行った場合及び繁殖障害以外の病傷の診療継続中に繁殖障害が発生した場合にも、この点数を適用する。 3 予後不良と診断した場合は、B種に <u>18</u> 点を加える。	1 初 診	<u>144</u>	<u>14</u>	1 第1診に行う診察をいう。 2 繁殖障害の診療継続中に繁殖障害以外の病傷が発生して診察を行った場合及び繁殖障害以外の病傷の診療継続中に繁殖障害が発生した場合にも、この点数を適用する。 3 予後不良と診断した場合は、B種に <u>15</u> 点を加える。
2 再 診	<u>71</u>	<u>9</u>	1 第2診以後予後判定又は治癒判定のため単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。 2 予後不良と診断した場合は、B種に <u>18</u> 点を加える。	2 再 診	<u>56</u>	<u>8</u>	1 第2診以後予後判定又は治癒判定のため単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。 2 予後不良と診断した場合は、B種に <u>15</u> 点を加える。
3 往 診			1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患者がある場合は、往診1回とする。	3 往 診			1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患者がある場合は、往診1回とする。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考																								
	B種	A種																									
			<p>2 獣医師の診療施設から患者までの直線距離を往診距離とする。1戸であっても異なる場所を連続して往診した場合は、次の患者に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患者とその獣医師の診療施設を起点とした直線距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした直線距離を往診距離とする。</p> <p>3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。</p> <table border="1" data-bbox="562 597 1003 906"> <thead> <tr> <th></th> <th>20キロメートル以内の場合</th> <th>20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合</th> <th>40キロメートルを超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間</td> <td>481</td> <td>602</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>悪天候時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間で悪天候時</td> <td>757</td> <td>945</td> <td>1,135</td> </tr> <tr> <td>深夜で悪天候時</td> <td>873</td> <td>1,090</td> <td>1,309</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に80点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に13点を加える。</p> <p>5 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に13点を、往診距離が20キロメートルを超え40キロメートルまでの部分については、B種及びA種に28点を、40キロメートルを超えたときは、B種及びA種に54点を加える。</p>		20キロメートル以内の場合	20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	40キロメートルを超える場合	夜間	481	602	722	悪天候時				深夜				夜間で悪天候時	757	945	1,135	深夜で悪天候時	873	1,090	1,309
	20キロメートル以内の場合	20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	40キロメートルを超える場合																								
夜間	481	602	722																								
悪天候時																											
深夜																											
夜間で悪天候時	757	945	1,135																								
深夜で悪天候時	873	1,090	1,309																								

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考																								
	B種	A種																									
			<p>2 獣医師の診療施設から患者までの直線距離を往診距離とする。1戸であっても異なる場所を連続して往診した場合は、次の患者に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患者とその獣医師の診療施設を起点とした直線距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした直線距離を往診距離とする。</p> <p>3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。</p> <table border="1" data-bbox="1554 597 1995 906"> <thead> <tr> <th></th> <th>20キロメートル以内の場合</th> <th>20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合</th> <th>40キロメートルを超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間</td> <td>401</td> <td>502</td> <td>602</td> </tr> <tr> <td>悪天候時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間で悪天候時</td> <td>522</td> <td>652</td> <td>783</td> </tr> <tr> <td>深夜で悪天候時</td> <td>602</td> <td>752</td> <td>903</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に67点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。</p> <p>5 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に11点を、往診距離が20キロメートルを超え40キロメートルまでの部分については、B種及びA種に23点を、40キロメートルを超えたときは、B種及びA種に45点を加える。</p>		20キロメートル以内の場合	20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	40キロメートルを超える場合	夜間	401	502	602	悪天候時				深夜				夜間で悪天候時	522	652	783	深夜で悪天候時	602	752	903
	20キロメートル以内の場合	20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	40キロメートルを超える場合																								
夜間	401	502	602																								
悪天候時																											
深夜																											
夜間で悪天候時	522	652	783																								
深夜で悪天候時	602	752	903																								

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
			<p>6 中山間地域等（組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が、獣医療の利便性が低い地域として市町村単位で指定する地域をいう。）に往診した場合は、B種に450点を加える。</p> <p>7 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p> <p>8 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。</p>
20キロメートル以内の場合	199	57	
20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	333	122	
40キロメートルを超える場合	651	188	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
			(削る。)
4 立会診	578	10	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
			(新設)
			6 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。
			7 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。
20キロメートル以内の場合	188	52	
20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	287	95	
40キロメートルを超える場合	568	147	
4 滞在診	901	10	1 1夜についての点数とする。
			2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。
5 立会診	525	9	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
5 遠隔診	187	39	<p>1 患者の飼養場所に立ち入ることなく情報通信機器を通して家畜の画像を確認し、診療をリアルタイムにより行い、かつ、「初診」、「再診」、「薬治」又は第4検査料の各種別（獣医師が視覚又は聴覚により結果を認知し客観的に判定することが可能なものに限る。）のいずれかを行った場合に限り「遠隔診」を適用する。</p> <p>2 遠隔診を夜間に行った場合はB種に228点を、深夜に行った場合はB種に358点を加える。</p> <p>3 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p> <p>4 薬治の医薬品を診療施設から発送する場合、B種及びA種に94点を加える。</p>
〔第2薬治料〕			
6 薬治			<p>1 医薬品を畜主に交付することをいう。</p> <p>2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の薬治には適用しない。</p> <p>3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>4 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。</p>
調剤を必要とするもの	96	18	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
6 遠隔診	90	35	<p>1 患者の飼養場所に立ち入ることなく情報通信機器を通して家畜の画像を確認し、診療や診断結果の伝達をリアルタイムにより行い、かつ、「初診」、「再診」又は「薬治」のいずれかを行った場合に限り「遠隔診」を適用する。</p> <p>2 遠隔診を夜間に行った場合はB種に190点を、深夜に行った場合はB種に247点を加える。</p> <p>3 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p> <p>4 薬治の医薬品を診療施設から発送する場合、B種及びA種に85点を加える。</p>
〔第2薬治料〕			
7 薬治			<p>1 医薬品を畜主に交付することをいう。</p> <p>2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の薬治には適用しない。</p> <p>3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>4 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。</p>
調剤を必要とするもの	76	16	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
調剤を必要としないもの 【第3文書料】	90	7	1. 同一内容のもの1回の交付についての点数とする。 2. <u>遠隔診療での診断に基づき交付する場合も適用できる。</u>
7 診断書	50	10	処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
8 検案書 【第4検査料】	50	10	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。 1 検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び尿の検査のためのカテーテル採尿を除く。 2. <u>遠隔診療で獣医師の指示により組合員等（法第10条第1項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）が実施した場合も適用できる（ただし、獣医師が視覚又は聴覚により結果を認知し客観的に判定することが可能なものに限る。）</u> 。その場合、原則、B種点数及びA種点数は各種別の点数を適用する。ただし、B種点数がA種点数に80点を加えた点数を超える場合は、A種点数に80点を加えた点数とする。
検体採取			
9 採血	88	10	
10 カテーテル採尿			尿道カテーテルを用いて採尿した場合とする。
雌	149	7	
雄	182	6	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
調剤を必要としないもの 【第3文書料】	56	6	同一内容のもの1回の交付についての点数とする。 (新設)
8 診断書	30	3	処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
9 検案書 【第4検査料】	30	3	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。 検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び尿の検査のためのカテーテル採尿を除く。 (新設)
検体採取			
10 採血	69	9	
11 カテーテル採尿			尿道カテーテルを用いて採尿した場合とする。
雌	135	6	
雄	165	5	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
検体検査			
11 血液一般検査	99	28	1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。 2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を160点、A種を25点とする。 3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を100点、A種を17点とする。 4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を126点、A種を17点とする。
12 血液顕微鏡的検査	203	28	血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。
13 血液生化学的検査			1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。 2 (2) から (4) までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1) 総蛋白質量 アルブミン Z T T 血中尿素窒素 (B U N) C R E 血糖 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム	70	31	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ① 5種以上7種以下 B種353点 A種156点 ② 8種又は9種 B種427点 A種189点 ③ 10種以上 B種497点 A種220点

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
検体検査			
12 血液一般検査	80	25	1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。 2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を155点、A種を23点とする。 3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を79点、A種を15点とする。 4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を99点、A種を15点とする。
13 血液顕微鏡的検査	137	25	血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。
14 血液生化学的検査			1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。 2 (2) から (4) までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1) 総蛋白質量 アルブミン Z T T 血中尿素窒素 (B U N) C R E 血糖 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム	58	28	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ① 5種以上7種以下 B種293点 A種142点 ② 8種又は9種 B種355点 A種172点 ③ 10種以上 B種413点 A種200点

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	血清無機リン			
	ナトリウム			
	カリウム			
	クロール			
	血清鉄			
	血清銅			
	AST (GOT)			
	ALT (GPT)			
	OCT			
	γ-GTP			
	LDH			
	CK			
	ALP			
	ビリルビン			
	血色素量			血球数自動計数装置により血色素量の測定を行った場合は、適用しない。
	血清アミロイドA			
(2)	血清蛋白質分画 血漿フィブリノーゲン	157	47	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に83点、A種に31点を加える。
	ムコ蛋白			
	α1酸性糖蛋白			
	リポ蛋白			
	シアル酸			
	出血凝固時間			
	プロトロンビン時間			
	部分トロンボプラスチン時間			
(3)	フィブリン分解産物(FDP)	232	64	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に122点、A種に41点を加える。 2 ポータブル測定器によりβヒドロキシ酪酸の測定を行った場合は、B種を124点、A種を46点とする。
	アポリポ蛋白			
	アンモニア			
	血中乳酸			

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	血清無機リン			
	ナトリウム			
	カリウム			
	クロール			
	血清鉄			
	血清銅			
	AST (GOT)			
	ALT (GPT)			
	OCT			
	γ-GTP			
	LDH			
	CK			
	ALP			
	ビリルビン			
	血色素量			血球数自動計数装置により血色素量の測定を行った場合は、適用しない。
	(新設)			
(2)	血清蛋白質分画 血漿フィブリノーゲン	127	43	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に68点、A種に28点を加える。
	ムコ蛋白			
	α1酸性糖蛋白			
	リポ蛋白			
	シアル酸			
	出血凝固時間			
	プロトロンビン時間			
	部分トロンボプラスチン時間			
(3)	フィブリン分解産物(FDP)	187	58	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に99点、A種に37点を加える。 2 ポータブル測定器によりβヒドロキシ酪酸の測定を行った場合は、B種を102点、A種を42点とする。
	アポリポ蛋白			
	アンモニア			
	血中乳酸			

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	βヒドロキシ酪酸 セレンウム LDHアイソエンザイム グルタチオンペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン BSP試験			異物排泄能試験をいう。
(4)	ビタミンA ビタミンE βカロチン インスリン プロジェステロン	351	179	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に229点、A種に135点を加える。 2 ポータブル測定器により血液ガスの測定を行った場合は、B種を231点、A種を153点とする。 乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
	血液ガス エンドトキシン			
14	血清学的検査			
	ELISA検査	350	36	
	その他の血清学的検査	319	34	
15	胃内容液検査	369	42	1 pH及びマイクロフローラの検査をいう。 2 pH検査のみを行った場合は、B種を215点、A種を19点とする。 (削る。) (削る。)
16	糞便検査	57	13	1 pH及び潜血反応の検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	βヒドロキシ酪酸 セレンウム LDHアイソエンザイム グルタチオンペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン BSP試験			異物排泄能試験をいう。
(4)	ビタミンA ビタミンE βカロチン インスリン プロジェステロン	295	163	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に195点、A種に123点を加える。 2 ポータブル測定器により血液ガスの測定を行った場合は、B種を199点、A種を139点とする。 乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
	血液ガス エンドトキシン			
15	血清学的検査			
	ELISA検査	274	33	
	その他の血清学的検査	250	31	
16	胃内容液検査	335	38	1 pH及びマイクロフローラの検査をいう。 2 pH検査のみを行った場合は、B種を195点、A種を17点とする。 3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸(VFA)を測定した場合は、B種を626点、A種を90点とし、2種以上測定した時は、1種増すごとにB種に290点、A種に53点を加える。 4 エンドトキシンを測定した場合は、B種を785点、A種を249点とする。
17	糞便検査	46	12	1 pH及び潜血反応の検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
17 尿検査	51	13	2 検査キットにより細菌、ウイルス又は寄生虫の検査を行った場合、B種を200点、A種を150点とし、2種以上検査した場合、1種増すごとにB種に138点、A種に125点を加える。 1 pH、蛋白質、アルブミン、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、磷酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 NAGase及び尿沈渣の検査を行った場合は、B種を171点、A種を44点とする。
18 子宮頸管粘液検査	157	31	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
19 乳汁簡易検査	64	9	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
20 乳汁ケトン体検査	78	34	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。
21 乳汁顕微鏡的検査	173	58	ブリード法による細胞数検査等をいう。 (削る。)
22 乳汁理化学的検査	161	45	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン、PAGs等の検査をいう。
23 微生物簡易検査	129	50	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
24 微生物特殊検査	239	54	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
18 尿検査	46	12	2 検査キットにより細菌、ウイルス又は寄生虫の検査を行った場合、B種を175点、A種を136点とし、2種以上検査した場合、1種増すごとにB種に124点、A種に114点を加える。 1 pH、蛋白質、アルブミン、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、磷酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 NAGase及び尿沈渣の検査を行った場合は、B種を155点、A種を40点とする。
19 子宮頸管粘液検査	143	28	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
20 乳汁簡易検査	58	8	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
21 乳汁ケトン体検査	65	31	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。
22 乳汁顕微鏡的検査	165	53	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を109点、A種を49点とする。
23 乳汁理化学的検査	146	41	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。
24 微生物簡易検査	117	45	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
25 微生物特殊検査	191	49	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
25 細菌培養検査	120	55	<p>1 検査材料から原因菌を分離培養し菌の有無を検査した場合をいう。</p> <p>2 検査材料を純培養し菌種の同定検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、B種に212点、A種に58点を加える。</p> <p>3 選択培地を用いた場合は、B種及びA種に20点を加える。</p> <p>4 増菌培養を併せて行った場合は、B種に64点、A種に35点を加える。</p> <p>5 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に186点、A種に106点を加える。</p> <p>6 薬剤感受性検査のディスク法（直接法）を行った場合は、B種に96点、A種に15点を加え、ディスク法（間接法）を行った場合は、B種に202点、A種に48点を加える。</p> <p>7 薬剤感受性検査（最小発育阻止濃度の測定）を行った場合は、B種に428点、A種に128点を加える。</p> <p>8 臨床型乳房炎について2分房以上に対し菌の有無を検査した場合は、1分房増すごとにB種に70点、A種に31点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種90点、A種51点を加える。</p> <p>9 臨床型乳房炎について2分房以上に対し、純培養し菌種を同定する検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、1分房増すごとにB種136点、A種57点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に156点、A種に77点を加える。</p> <p>10 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し薬剤感受性検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に123点、A種に42点を加える。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
26 細菌培養検査	100	50	<p>1 検査材料から原因菌を分離培養し菌の有無を検査した場合をいう。</p> <p>2 検査材料を純培養し菌種の同定検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、B種に171点、A種に53点を加える。</p> <p>3 選択培地を用いた場合は、B種及びA種に18点を加える。</p> <p>4 増菌培養を併せて行った場合は、B種に54点、A種に32点を加える。</p> <p>5 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に158点、A種に96点を加える。</p> <p>6 薬剤感受性検査のディスク法（直接法）を行った場合は、B種に76点、A種に14点を加え、ディスク法（間接法）を行った場合は、B種に162点、A種に44点を加える。</p> <p>7 薬剤感受性検査（最小発育阻止濃度の測定）を行った場合は、B種に347点、A種に116点を加える。</p> <p>8 臨床型乳房炎について2分房以上に対し菌の有無を検査した場合は、1分房増すごとにB種に58点、A種に28点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種76点、A種46点を加える。</p> <p>9 臨床型乳房炎について2分房以上に対し、純培養し菌種を同定する検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、1分房増すごとにB種113点、A種52点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に131点、A種に70点を加える。</p> <p>10 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し薬剤感受性検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に100点、A種に38点を加える。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
26 寄生虫検査	176	31	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより検体（糞便を除く。）の寄生虫の検査を行った場合は、B種を176点、A種を125点とする。
27 PCR検査	411	42	
28 穿刺検査	141	41	1 体表の血腫、膿瘍等の穿刺及び採取材料の目視検査及び性状検査をいう。 2 穿刺部位が骨髄、リンパ節、滑液囊等の場合、B種に186点、A種に3点を加える。 3 穿刺部位が後頭下、腰椎又は尾椎の場合、B種に342点、A種に80点を加える。
29 生体組織学的検査	523	68	肝臓穿刺、脾臓穿刺、心膜穿刺、腎臓穿刺等生体穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。
生 体 検 査			
30 直腸検査	165	9	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系若しくは生殖器系の諸臓器、リンパ組織又は骨盤について内部触診を行った場合とする。 2 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）を含む。
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
31 蹄病検査	231	31	1 挙肢して検査を行った場合とする。 2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。
32 体腔内異物検査	73	9	金属異物探知機による検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
27 寄生虫検査	140	28	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより検体（糞便を除く。）の寄生虫の検査を行った場合は、B種を153点、A種を114点とする。
28 PCR検査	322	38	
29 穿刺検査	114	37	1 体表の血腫、膿瘍等の穿刺及び採取材料の目視検査及び性状検査をいう。 2 穿刺部位が骨髄、リンパ節、滑液囊等の場合、B種に143点、A種に2点を加える。 3 穿刺部位が後頭下、腰椎又は尾椎の場合、B種に274点、A種に73点を加える。
30 生体組織学的検査	508	62	肝臓穿刺、脾臓穿刺、心膜穿刺、腎臓穿刺等生体穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。
生 体 検 査			
31 直腸検査	190	8	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系若しくは生殖器系の諸臓器、リンパ組織又は骨盤について内部触診を行った場合とする。 2 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）を含む。
32 卵管疎通検査	341	27	直腸検査を含む。
33 蹄病検査	210	28	1 挙肢して検査を行った場合とする。 2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。
34 体腔内異物検査	66	8	金属異物探知機による検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
33 内視鏡検査	386	88	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B種を1,227点、A種を524点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。
34 心電図検査	293	74	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を421点、A種を256点とする。
35 超音波検査	260	114	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。 2 高分解能プローブ若しくは高解像度プローブを用いた検査又はドブラ法による検査を行った場合は、B種を912点、A種を726点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（腱等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。
36 レントゲン検査 撮影	949	246	1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とする。 2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を1,008点、A種を305点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を1,058点、A種を355点とする。 3 CR（コンピューテッドラジオグラフィ）又はDR（デジタルラジオグラフィ）を用いた場合、B種を998点、A種を342点とする。 4 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
35 内視鏡検査	351	80	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B種を1,115点、A種を476点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。
36 心電図検査	236	67	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を383点、A種を233点とする。
37 超音波検査	273	104	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。 2 高分解能プローブを用いた検査又はドブラ法による検査を行った場合は、B種を508点、A種を339点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（腱等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。
38 レントゲン検査 撮影	863	224	1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とし、 <u>デジタル映像化処理を含む。</u> 2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を916点、A種を277点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を962点、A種を323点とする。 (新設) 3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
透視	998	342	撮影、VTR記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。
検 案			
37 検 案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
解剖した場合			
牛・馬	902	80	
種豚	562	80	
解剖しない場合	148	15	
【第5注射料】			
			1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。
			2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の注射には適用しない。
			3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。
			4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。
38 皮下注射	52	17	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に35点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
透視	907	311	撮影、VTR記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。
検 案			
39 検 案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
解剖した場合			
牛・馬	820	73	
種豚	511	73	
解剖しない場合	144	14	
【第5注射料】			
			1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。
			2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の注射には適用しない。
			3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。
			4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。
40 皮下注射	72	15	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
			2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に <u>34</u> 点を加える。
39 筋肉内注射	<u>52</u>	<u>17</u>	
40 静脈内注射	<u>68</u>	<u>17</u>	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に <u>35</u> 点を加える。
			2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に <u>34</u> 点を加える。
			3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に <u>32</u> 点を加える。
			4 動脈内注射にも適用し、B種を <u>286</u> 点とする。
41 点滴注射	<u>362</u>	<u>68</u>	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。
			2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に <u>42</u> 点を加える。
			3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に <u>32</u> 点を加える。
42 関節腔内注射	<u>277</u>	<u>19</u>	
43 脊髄腔内注射	<u>432</u>	<u>97</u>	クモ膜下腔に達する注射をいう。
44 腰椎注射	<u>316</u>	<u>97</u>	1 腰椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。
			2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹、膈脱整復、子宮脱整復、難産介助又はその他の腹部手術を行った場合に限り適用し、B種に <u>77</u> 点を加える。
45 尾椎注射	<u>164</u>	<u>19</u>	尾椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
			2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に <u>31</u> 点を加える。
41 筋肉内注射	<u>72</u>	<u>15</u>	
42 静脈内注射	<u>98</u>	<u>15</u>	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に <u>32</u> 点を加える。
			2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に <u>31</u> 点を加える。
			3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に <u>32</u> 点を加える。
			4 動脈内注射にも適用し、B種を <u>222</u> 点とする。
43 点滴注射	<u>288</u>	<u>62</u>	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。
			2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に <u>32</u> 点を加える。
			3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に <u>32</u> 点を加える。
44 関節腔内注射	<u>216</u>	<u>17</u>	
45 脊髄腔内注射	<u>346</u>	<u>88</u>	クモ膜下腔に達する注射をいう。
46 腰椎注射	<u>287</u>	<u>88</u>	1 腰椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。
			2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹、膈脱整復、子宮脱整復又は難産介助を行った場合に限り適用し、B種に <u>64</u> 点を加える。
47 尾椎注射	<u>159</u>	<u>17</u>	尾椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
46 卵巣直接注射	305	21	卵巣実質内直接注射及び ^{のう} 嚢腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。
〔第6処置料〕			
47 点 眼	58	3	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
48 点 耳	63	8	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
49 経口投与			<ol style="list-style-type: none"> 1 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の投与には適用しない。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤して投与した場合は、B種に20点、A種に13点を加える。
胃カテーテルによらない投与	66	7	
胃カテーテルによる投与	151	9	<ol style="list-style-type: none"> 1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。 2 胃カテーテルによる投与及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に64点を加える。
50 洗 浄			薬液による洗浄をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
48 卵巣直接注射	277	19	卵巣実質内直接注射及び ^{のう} 嚢腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。
〔第6処置料〕			
49 点 眼	53	3	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
50 点 耳	57	7	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
51 経口投与			<ol style="list-style-type: none"> 1 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の投与には適用しない。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤して投与した場合は、B種に18点、A種に12点を加える。
胃カテーテルによらない投与	60	6	
胃カテーテルによる投与	137	8	<ol style="list-style-type: none"> 1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。 2 胃カテーテルによる投与及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に58点を加える。
52 洗 浄			薬液による洗浄をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄・膣洗浄・包皮洗浄及び臍帯洗浄	81	26	
耳洗浄	202	46	1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
腹腔内洗浄	233	48	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
乳房内洗浄	165	80	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に79点、A種に50点を加える。
膀胱洗浄			
雌	233	48	
雄	311	48	
関節洗浄	422	142	
51 電 法	114	64	電法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
52 理学的治療	188	18	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。
53 塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄・膣洗浄・包皮洗浄及び臍帯洗浄	74	24	
耳洗浄	184	42	1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
乳房内洗浄	150	73	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に72点、A種に45点を加える。
膀胱洗浄			
雌	186	44	
雄	246	44	
関節洗浄	384	129	
53 電 法	108	58	電法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
54 理学的治療	185	16	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。
55 塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
			2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
水剤	61	7	
膏剤	70	15	
54 散 布	58	8	
55 気管内薬剤噴霧	108	20	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
56 第一胃内容液投与	524	15	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
57 胃 洗 浄	443	29	
58 洗 腸	118	25	
59 導 尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
雌	149	7	
雄	183	6	
60 膀胱内薬剤注入			1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は28点、雄は43点を加える。
雌	169	17	
雄	223	15	

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
			2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
水剤	60	6	
膏剤	68	14	
56 散 布	57	7	
57 気管内薬剤噴霧	105	18	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
58 第一胃内容液投与	476	14	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
59 胃 洗 浄	345	26	
60 洗 腸	107	23	
61 導 尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
雌	135	6	
雄	166	5	
62 膀胱内薬剤注入			1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。
雌	132	15	
雄	174	14	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
61 子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
牛	807	171	
馬	1,142	505	
種豚	660	275	
62 子宮内薬剤挿入	270	11	<p>1 直腸検査を含む。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 薬剤注入を行った場合は、B種に72点、A種に4点を加える。</p>
63 胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・種豚	272	13	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に405点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に156点を加える。
馬	847	13	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に262点を加える。
64 乳房内薬剤注入	61	6	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
63 子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
牛	734	155	
馬	1,038	459	
種豚	600	250	
64 子宮内薬剤挿入	245	10	<p>1 直腸検査を含む。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 薬剤注入を行った場合は、B種に65点、A種に3点を加える。</p>
65 胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・種豚	247	12	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に368点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に142点を加える。
馬	770	12	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に238点を加える。
66 乳房内薬剤注入	59	5	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
65 外傷治療			1 洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に83点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に326点を加える。また、縫合を行った場合には、B種に76点、A種に32点を加える。 2 外傷治療で装着したギプスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。
小（20センチメートルまで）			
第1回	239	48	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に92点、A種に38点を加える。
第2回以後	116	23	
大（20センチメートルを超えるもの）			
第1回	563	95	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に155点、A種に75点を加える。
第2回以後	239	48	
66 第四胃変位簡易整復	378	8	
67 蹄病処置			蹄病処置で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を131点、A種を39点とする。
第1回	602	66	1 蹄病検査を含む。 2 蹄病手術の後治療にも適用する。 3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に238点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
67 外傷治療			1 洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に75点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に296点を加える。また、縫合を行った場合には、B種に63点、A種に29点を加える。 2 外傷治療で装着したギプスを除去した場合は、B種を161点、A種を35点とする。
小（20センチメートルまで）			
第1回	164	37	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に65点、A種に29点を加える。
第2回以後	80	18	
大（20センチメートルを超えるもの）			
第1回	385	73	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に111点、A種に58点を加える。
第2回以後	164	37	
68 第四胃変位簡易整復	253	6	
69 蹄病処置			蹄病処置で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を119点、A種を35点とする。
第1回	547	60	1 蹄病検査を含む。 2 蹄病手術の後治療にも適用する。 3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に38点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に216点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
第2回以後	548	66	4 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に336点、A種に41点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に336点、A種に41点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。
68 静脈内灌流	223	101	1 感染症に対する治療の目的で行った場合とする。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
69 その他の外科的処置	172	46	1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したものと及び蹄病手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。 2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に42点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に238点を加える。 3 その他の外科的処置で装着したギプスを除去した場合は、B種を155点、A種を46点とする。
70 吊起	348	29	1 起立困難な牛馬を診療のため獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合に適用する。 2 エアーマットを用いた場合は、B種に259点、A種に29点を加える。
71 鎮静術	98	17	(削る。)

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
第2回以後	498	60	4 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に305点、A種に37点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に38点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に216点を加える。 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に305点、A種に37点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に38点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に216点を加える。
70 静脈内灌流	159	78	1 感染症に対する治療の目的で行った場合とする。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
71 その他の外科的処置	119	35	1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したものと及び蹄病手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。 2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に38点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に216点を加える。 3 その他の外科的処置で装着したギプスを除去した場合は、B種を119点、A種を35点とする。
72 吊起	345	26	(新設) エアーマットを用いた場合は、B種に257点、A種に27点を加える。
73 鎮静術	96	15	1 レントゲン検査、超音波検査、関節腔内注射、第6処置料及び第7手術料の各種別と併せて行った場合に限り適用する。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
72 麻酔術	480	68	<p>使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>1 全身麻酔に限る。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 吸入麻酔を行った場合は、B種に986点、A種に341点を加える。</p>
73 蘇生術	402	162	<p>胎子娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。</p>
【第7手術料】			<p>手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。</p> <p>ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹、臍脱整復、子宮脱整復、難産介助又はその他の腹部手術を行った場合には、腰椎注射を併せて適用できる。</p> <p>また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤及び洗浄液については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>手術に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合、吊起を併せて適用できる。</p>
頭部手術			
74 円鋸術	577	104	<p>1 1個についての点数とする。</p> <p>2 洗浄を含む。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
74 麻酔術	379	62	<p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>1 全身麻酔に限る。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 吸入麻酔を行った場合は、B種に822点、A種に284点を加える。</p>
75 蘇生術	332	147	<p>胎子娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。</p>
【第7手術料】			<p>手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。</p> <p>ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹、臍脱整復、子宮脱整復又は難産介助した場合には、腰椎注射を併せて適用できる。</p> <p>また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>手術に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合、吊起を併せて適用できる。</p>
頭部手術			
76 円鋸術	395	80	<p>1 1個についての点数とする。</p> <p>2 洗浄を含む。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
75 眼科手術	577	104	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B種を946点、A種を151点とする。
76 整 歯			
ろ 齧整			斜歯、剪状歯、階状歯等の齧整及び歯鉋による短切をいう。
牛・種豚	270	29	
馬	465	117	
短切			歯缺 <small>きょう</small> による短切をいう。
牛・種豚	326	65	
馬	526	153	
77 抜 歯			1 1歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に666点、A種に117点を加える。
牛・種豚	430	44	
馬			
齧歯、乳臼歯	666	148	
裂歯、永久臼歯	761	148	
78 鼻鏡断裂手術	779	142	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
頰部手術			
79 食道異物除去	512	34	
80 食道切開	888	150	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
77 眼科手術	395	80	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B種を646点、A種を116点とする。
78 整 歯			
ろ 齧整			斜歯、剪状歯、階状歯等の齧整及び歯鉋による短切をいう。
牛・種豚	245	26	
馬	423	106	
短切			歯缺 <small>きょう</small> による短切をいう。
牛・種豚	296	59	
馬	478	139	
79 抜 歯			1 1歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に512点、A種に90点を加える。
牛・種豚	331	34	
馬			
齧歯、乳臼歯	512	114	
裂歯、永久臼歯	585	114	
80 鼻鏡断裂手術	708	129	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
頰部手術			
81 食道異物除去	345	26	
82 食道切開	607	115	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
81 齧癖矯正術	3,830	549	
胸腹部手術			
82 穿 胸	340	61	胸水排除のための穿胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために穿胸術は、診察に含まれる。
83 開 胸			1 2,000ミリリットル以内の補液及び洗浄に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤及び洗浄液については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬	14,698	1,321	
種豚	5,141	662	
84 穿 胃	265	49	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜灌流を同時に行った場合は、B種に142点、A種に20点を加える。
85 第四胃変位簡易整復手術	921	228	デラハンティ法、ピンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。
86 臍手術	4,161	734	1 臍帯遺残構造物の摘出をいう。 2 造袋術を行った場合は、B種に1,542点、A種に124点を加える。 3 膀胱部分切除を行った場合は、B種に1,542点、A種に124点を加える。
87 ヘルニア整復	1,905	144	1 観血手術によって整復した場合とする。 2 メッシュ法により整復した場合は、B種及びA種に215点を加える。
88 穿 腸	388	60	薬剤の注入を含む。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
83 齧癖矯正術	3,482	499	
胸腹部手術			
84 穿 胸	233	47	胸水排除のための穿胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために穿胸術は、診察に含まれる。
85 開 胸			1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬	9,934	1,016	
種豚	3,495	509	
86 穿 胃	182	38	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜灌流を同時に行った場合は、B種に96点、A種に15点を加える。
87 第四胃変位簡易整復手術	637	175	デラハンティ法、ピンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。
88 臍手術	3,783	667	1 臍帯遺残構造物の摘出をいう。 2 造袋術を行った場合は、B種に1,402点、A種に113点を加える。 3 膀胱部分切除を行った場合は、B種に1,402点、A種に113点を加える。
89 ヘルニア整復	1,732	131	1 観血手術によって整復した場合とする。 2 メッシュ法により整復した場合は、B種及びA種に195点を加える。
90 穿 腸	265	46	薬剤の注入を含む。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
89 開 腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液及び洗浄に用いた医薬品を含む。 3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤及び洗浄液については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬			
帝王切開	8,887	1,155	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
腸管手術	8,887	1,155	1 腸捻転、腸重畳、 <u>出血性腸症候群</u> 等の手術をいう。 2 腸管吻合を行った場合は、B種に2,074点を加える。 3 馬の結腸の捻転整復と同時に結腸切開も併せて行った場合は、B種に1,300点を加える。
第一胃切開	8,705	1,082	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
第三胃、第四胃切開	7,035	633	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
第四胃変位整復手術	7,300	1,095	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,625点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,820点を加える。 2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に496点、A種に64点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
91 開 腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬			
帝王切開	6,998	1,050	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
腸管手術	5,316	892	1 腸捻転、腸重畳等の手術をいう。 2 腸管吻合を行った場合は、B種に1,728点を加える。 3 馬の結腸の捻転整復と同時に結腸切開も併せて行った場合は、B種に1,083点を加える。
第一胃切開	5,914	832	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
第三胃、第四胃切開	4,755	487	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
第四胃変位整復手術	4,979	842	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,083点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,213点を加える。 2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に337点、A種に49点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
その他の開腹	3,357	567	<p>3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に2,164点、A種に511点を加える。</p> <p>1 剥離、切除等の処置を同時に行った場合は、B種に803点、A種に166点を加える。</p> <p>2 難産介助のため開腹を行った場合、子宮捻転整復のため開腹を行った場合、膀胱手術のため開腹を行った場合は、それぞれ「難産介助」、「子宮捻転整復」、「膀胱手術」を適用する。</p>
種豚 (帝王切開)	5,972	624	
90 直腸脱整復			
縫合法	422	124	
観血法			
牛・馬	1,049	254	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に465点を加える。
種豚	906	254	
91 子宮捻転整復			
胎子の回転法	1,682	161	立位のまま整復を行った場合とする。開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に3,458点、A種に773点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
その他の開腹	3,052	515	<p>3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,495点、A種に393点を加える。</p> <p>1 剥離、切除等の処置を同時に行った場合は、B種に730点、A種に151点を加える。</p> <p>2 難産介助のため開腹を行った場合、子宮捻転整復のため開腹を行った場合、膀胱手術のため開腹を行った場合は、それぞれ「難産介助」、「子宮捻転整復」、「膀胱手術」を適用する。</p>
種豚 (帝王切開)	4,045	480	
92 直腸脱整復			
縫合法	294	95	
観血法			
牛・馬	725	195	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に310点を加える。
種豚	630	195	
93 子宮捻転整復			
胎子の回転法	871	124	立位のまま整復を行った場合とする。開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に2,660点、A種に515点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
母体の回転法	2,592	161	後肢吊り上げ法にも適用する。
92 子宮脱整復	2,338	399	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
93 膣脱整復	378	99	1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。 2 陰門縫合により膣脱整復を行った場合は、B種に108点、A種に32点を加える。
94 膣脱整復手術			
縫合法	864	230	ボタン法等による手術をいう。
観血法	1,814	265	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
			(削る。)
95 乳頭狭窄手術	612	134	1 乳頭切断手術を行った場合は、B種に44点を加える。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に178点、A種に26点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せてB種に35点を加える。
96 乳頭手術	1,238	117	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に761点、A種に68点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
母体の回転法	1,478	124	後肢吊り上げ法にも適用する。
94 子宮脱整復	1,854	363	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
95 膣脱整復	289	90	1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。 2 陰門縫合により膣脱整復を行った場合は、B種に83点、A種に29点を加える。
96 膣脱整復手術			
縫合法	662	209	ボタン法等による手術をいう。
観血法	1,347	241	
97 乳房切開手術	1,866	264	1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。 2 乳房切除手術の場合は、B種に1,055点を加える。
98 乳頭狭窄手術	422	103	1 乳頭切断手術を行った場合は、B種に23点を加える。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に121点、A種に20点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せてB種に23点を加える。
99 乳頭手術	837	90	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に514点、A種に52点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
97 膀胱穿刺	528	60	膀胱の破裂等を防止するため、膀胱内に貯留した尿を排除した場合とする。
98 膀胱手術	795	150	開腹手術を行った場合は、B種に6,001点、A種に680点を加える。
99 尿道切開手術	1,327	207	1 尿道瘻形成手術を行った場合は、B種に1,121点を加える。 2 カテーテルを留置した場合は、B種に379点、A種に139点を加える。
四肢手術			
100 骨折整復			骨折整復で装着したギブスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。
観血整復術	10,137	3,462	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B種を13,674点、A種を5,700点とする。 3 ギブス包帯を用いた場合は、ギブス1本ごとにB種及びA種に109点を加える。 4 トーマススプリントを用いた場合は、B種及びA種に632点を加える。 5 骨接合板を除去した場合は、B種を1,077点、A種を208点とする。
非観血整復術	1,042	317	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に83点を加え、ギブス包帯を使用した場合は、ギブス1本ごとにB種及びA種に109点を加える。 2 骨髄ピンを用いた場合は、B種に9,305点、A種に2,469点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
100 膀胱穿刺	358	46	膀胱の破裂等を防止するため、膀胱内に貯留した尿を排除した場合とする。
101 膀胱手術	545	115	開腹手術を行った場合は、B種に4,616点、A種に453点を加える。
102 尿道切開手術	906	159	1 尿道瘻形成手術を行った場合は、B種に747点を加える。 2 カテーテルを留置した場合は、B種に267点、A種に107点を加える。
四肢手術			
103 骨折整復			骨折整復で装着したギブスを除去した場合は、B種を161点、A種を35点とする。
観血整復術	7,113	2,663	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B種を8,631点、A種を3,315点とする。 3 ギブス包帯を用いた場合は、B種及びA種に296点を加える。 4 トーマススプリントを用いた場合は、B種及びA種に632点を加える。 5 骨接合板を除去した場合は、B種を739点、A種を160点とする。
非観血整復術	727	244	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に75点を加え、ギブス包帯を使用した場合は、B種及びA種に296点を加える。 2 骨髄ピンを用いた場合は、B種に7,026点、A種に2,469点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
創外固定術	6,346	1,672	3 トーマススプリントを用いた場合は、B種及びA種に632点を加える。
101 脱臼整復	1,089	312	1 靭帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に83点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に326点を加える。
102 ナックル整復	776	275	2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。
			1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に42点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に238点を加える。
			2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に506点、A種に230点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、ギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。
			3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B種に495点、A種に125点を加える。
			4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を131点、A種を39点とする。
103 蹄病手術	924	108	1 蹄病検査を含む。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
創外固定術	4,402	1,286	3 トーマススプリントを用いた場合は、B種及びA種に632点を加える。
104 脱臼整復	758	240	1 靭帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に75点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に296点を加える。
105 ナックル整復	705	250	2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を161点、A種を35点とする。
			1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に38点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に216点を加える。
			2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に460点、A種に209点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に38点を、ギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に216点を加える。
			3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B種に343点、A種に96点を加える。
			4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を119点、A種を35点とする。
106 蹄病手術	840	98	1 蹄病検査を含む。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
			<p>2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に238点を加える。</p> <p>3 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に613点、A種に76点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。</p> <p>4 断蹄手術の場合は、B種を2,606点、A種を204点とする。</p> <p>5 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を131点、A種を39点とする。</p>
その他の手術			
104 切開手術			<p>1 膿瘍、瘻、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に83点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に326点を加える。</p> <p>2 切開手術で装着したギプスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。</p>
小（20センチメートルまで）			
第1回	377	106	骨盤を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	210	54	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
			<p>2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に38点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に216点を加える。</p> <p>3 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に557点、A種に69点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に38点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に216点を加える。</p> <p>4 断蹄手術の場合は、B種を1,758点、A種を157点とする。</p> <p>5 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を119点、A種を35点とする。</p>
その他の手術			
107 切開手術			<p>1 膿瘍、瘻、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に75点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に296点を加える。</p> <p>2 切開手術で装着したギプスを除去した場合は、B種を161点、A種を35点とする。</p>
小（20センチメートルまで）			
第1回	343	96	骨盤を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	191	49	

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節腔に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。
第1回	813	176	骨盤を用いて骨柁等を搔爬し、骨柁内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	308	89	
105 摘出手術	824	187	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸等の摘出をいう。
106 難産介助			<p>1 胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。</p> <p>2 産道の損傷が腹腔に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B種に775点、A種に176点を加える。</p>
牛・馬	1,294	141	<p>1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出しない場合は、B種に1,084点を加える。</p> <p>2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B種に3,990点、A種に567点を加える。</p> <p>4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の注挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B種を3,269点、A種を346点とする。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節腔に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。
第1回	739	160	骨盤を用いて骨柁等を搔爬し、骨柁内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	280	81	
108 摘出手術	749	170	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸等の摘出をいう。
109 難産介助			<p>1 胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。</p> <p>2 産道の損傷が腹腔に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B種に559点、A種に160点を加える。</p>
牛・馬	707	128	<p>1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出しない場合は、B種に516点を加える。</p> <p>2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B種に2,660点、A種に515点を加える。</p> <p>4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の注挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B種を2,946点、A種を288点とする。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
種豚	476	127	難産介助を行った場合において、娩出の間隔が30分を超えた場合は、B種に341点を加える。
107 焼烙	164	22	点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙等をいう。
〔第8管理料〕			
108 遠隔診療管理	648	65	獣医師が予め交付した医薬品を遠隔診療で使用した場合に、当該医薬品の保管場所において、保管数量、組合員等による使用記録、獣医師の診療簿等の間での突合により医薬品の出納管理を行うことをいう。
109 感染症管理	2,400	240	感染症の治療を行った家畜の再発防止のために、獣医師が組合員等に対して飼養衛生管理の指導を行い、管理内容を記載した文書を交付する場合に適用する。
110 ハイリスク分娩管理	900	90	ハイリスク妊娠により予め難産が見込まれる分娩に獣医師が立ち会い分娩管理指導を行う場合に適用する。
111 入院			1 1日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。
牛・馬	270	48	
種豚	105	25	

- 〔注〕 1 B種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第1項の規定、A種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。
- 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
種豚	433	115	難産介助を行った場合において、娩出の間隔が30分を超えた場合は、B種に310点を加える。
110 焼烙	149	20	点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙等をいう。
〔第8入院料〕			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
111 入院			1 1日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。
牛・馬	263	44	
種豚	102	23	

- 〔注〕 1 B種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第1項の規定、A種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。
- 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	

3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	

3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

改 正 後	改 正 前
<p>【別表】</p> <p>往診の備考の積雪地域</p> <p>(略)</p> <p>(表略)</p> <p>(備考) この表の「市町村名」に掲げる名称は、<u>令和8年4月1日</u>において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p>	<p>【別表】</p> <p>往診の備考の積雪地域</p> <p>(略)</p> <p>(表略)</p> <p>(備考) この表の「市町村名」に掲げる名称は、<u>令和5年4月1日</u>において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p>